

森 大 伊 テ シ ス ン バ ド ア
貝 則 細 用 使

アドバンスシティ大森 使用細則

アドバンスシティ大森管理組合（以下「組合」という。）は居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持するためにアドバンスシティ大森管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、次のとおりアドバンスシティ大森使用細則（以下「細則」という。）を定める。

（専有部分および専用使用部分の使用）

第1条 アドバンスシティ大森の各専有部分の所有者および占有者ならびにその家族（以下「居住者」という。）は、当該専有部分およびその使用にあたり次の行為をしてはならない。

- （1）それぞれ規約に定められた用途以外の用に供すること
- （2）共用部分等に影響を与える変更をすること
- （3）住居を事務所および楽器等の教室として使用すること
- （4）建物の外観を変更すること
- （5）許可なく他の居住者に迷惑となるベットの飼育をすること（小型の水槽、鳥かご等で飼育する小鳥・熱帯魚・金魚等は除く。）
- （6）楽器等を早朝（午前8時以前）および夜間（午後8時以降）に他の居住者等へ迷惑をおよぼす演奏をすること
- （7）テレビ、ラジオ、ステレオ、各種楽器等の音量を著しくあげること
- （8）騒音、振動または電波等により他の居住者に迷惑をかけること
- （9）水栓を開放のまま放置すること
- （10）構造体を損傷するおそれのある重量物、危険物、多量の引火または発火のおそれのある物品もしくは不潔、悪臭のある物品を持込むこと
- （11）体育用具等重量物を室内で投てき、落下させること
- （12）専用使用部分の材質、外観を変更すること
- （13）バルコニー、ポーチ及びビューフバルコニー（以下「バルコニー等」という。）に土砂、塵芥、発火物等を搬入すること
- （14）バルコニー等に突風、強風の際、飛散または落下等他に害をおよぼすおそれのあるものを放置すること
- （15）バルコニー等に住居、サンルーム、物置、温室等およびこれらに類する建造物を構築または設置すること
- （16）バルコニー等及び窓から物を投げ棄てること
- （17）バルコニー等の手摺、フェンスまたは窓枠等に寝具、敷物、洗濯物等を干すこと
- （18）室名札およびユントランス郵便受の文字に規定外のものを使用すること
- （19）専有部分を暴力団その他反社会的団体の事務所等として使用すること
- （20）その他、公序良俗に反する行為および他の居住者に迷惑、危害をおよぼす行為を

すること

2 店舗部分を使用する場合には第1項の他、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 美観を損なうネオンサインなどの看板類を使用しないこと
 - (2) 看板の設置は、定められた看板設置箇所に限り認められること。但し、専有部分の売却等で店舗を閉鎖する場合はすみやかに当該区分所有者の責任と負担にて看板を取り外し、原状に復するものとする。管理組合と十分協議し承認を得ること。
 - (3) 店舗から生ずる騒音、作業音、振動音、及び臭気等によって、住戸の区分所有者の居住性を損なわないようにすること
 - (4) ガソリン、揮発油等発火性又は引火性の高いもの、その他危険と認められる物品は一切持ち込まないこと
 - (5) 敷地内に梱包物、塵芥等を放置しないこと
 - (6) 営業時間中スピーカー等による広告・宣伝をしないこと。尚、店舗前敷地については常に清掃を心掛け、店舗用排気ダクト廻りの汚れについて、必要に応じ定期的に清掃を実施すること
 - (7) 営業活動により生じる塵芥等については、責任をもって処理清掃をすること
 - (8) 店舗の物品を搬出入する自動車が他の区分所有者に迷惑をかけないように十分に留意すること
 - (9) 飲食業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）にかかるもの、ビニール本類の販売又は貸付等、消費者金融貸付等、キャバレー・ピンクサロン、コンビニエンスストア等の物販業を除く深夜に騒音・振動等を伴う店舗、カラオケを伴う店舗等、工場等、政治団体等及びこれらに類する営業は行わないこと
- 3 店舗に保管中の物品等の紛失、汚損等について組合は一切その責任を負わない。
- 4 店舗の営業に伴って生ずる騒音・振動・臭気・危険・迷惑等に関して、他の区分所有者から苦情の申し立てがあった場合には、当該店舗の区分所有者は、自らその申し立ての処理にあたるものとする。

（共用部分等の使用）

第2条 居住者は、アドバンスシティ大森の共用部分等の使用にあたり次の行為をしてはならない。

- (1) 特別に定められた場所以外で喫煙すること
- (2) ポンプ室等その他立入り禁止場所等危険な場所に立入ること
- (3) 共用部分等に物品を放置すること（室外機置場に空調室外機を置く場合を除く）
- (4) 外壁・敷地等に看板・広告等を設置すること
- (5) 階段、廊下、エレベーターホール等火災発生など緊急時の避難通路となる場所へ、たとえ一時であつても私物を置くこと
- (6) 駐車場以外の場所に自動車を駐車すること
- (7) 駐輪場以外の場所に自転車放置すること
- (8) 駐輪場に自転車、バイク等二輪車以外の物品を放置すること
- (9) その他、他の居住者等に迷惑及び危険を感じられる行動をすること

（駐車場の使用）

第3条 規約第15条により駐車場を使用する区分所有者は、所定の様式によって組合に申込みのうえ、組合と駐車場使用契約を締結する。

2 駐車場に空きが生じた場合は、あらかじめ所定の様式によって、組合に申込み、抽選等により、組合と駐車場使用契約を締結する。

3 駐車場に駐車することができる車両は、一般乗用車またはそれに準ずるもの（以下「自動車等」という。）に限る。

4 駐車場に駐車することができる車輛は以下のとおりとする。

場 所	全幅(m)	全長(m)	全高(m)	重量(kg)
3 段 機 械 式 (1 F)	1. 8 5	5. 0 5	2. 1 0	2, 0 0 0
3 段 機 械 式 (B 1 F)	1. 8 5	5. 0 5	1. 7 5	2, 0 0 0
3 段 機 械 式 (B 2 F)	1. 8 5	5. 0 5	1. 7 5	2, 0 0 0
身 障 者 優 先	3. 5 0	5. 5 0		

※ドアミラー車はミラーをたたんで入庫して下さい。

※上記基準内であっても車種によっては入庫できない場合があります。

※最大重量は積載された荷物重量も含みます。

5 駐車場の使用については次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定駐車位置に駐車し、他人の駐車位置等他の場所に駐車しないこと
- (2) 自動車等以外の物を置かないこと
- (3) 警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑をおよぼす騒音をできるかぎり発しないこと
- (4) 場内においては、喫煙、その他火気を使用しないこと
- (5) ガソリン、揮発油等発火性または引火性の高いもの、その他危険物を一切持ち込まないこと（自動車等の燃料タンク内の燃料を除く。）
- (6) 自動車等を離れるときは、必ずドアの施錠、サイドブレーキの確認、アンテナの格納等、盗難、損傷防止に留意すること
- (7) タバコの吸殻、その他の廃材は必ず所定の場所に捨てること
- (8) 場内の施設または機器類に損傷汚損を与えたときは、すみやかに組合に連絡し、その指示に従うこと

6 機械式駐車場の使用に際しては、定められた使用方法を守り所定の誓約書を組合に差し入れること

7 機械式の地下部分を使用する組合員は台風・大雨等による浸水に備え、各自の費用負担により車輛保険に加入するなどすることとし、万一浸水による車輛等の被害が生じても組合（もしくは第三者）が一切の責を負わないことをあらかじめ承認する。

8 その他第一項の駐車場使用契約の定めに従うこと

（宅配ボックスの使用）

第4条 宅配ボックスの使用については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 配達物以外のものを入れないこと
- (2) 生もの等腐敗の恐れのあるものは早く取り出すこと。又 配達物はすみやかに取り出し、宅配ボックス内に放置しないこと
- (3) 暗証番号を忘れた場合はその旨を組合に連絡し、その指示に従うこと

- (4) 宅配ボックス内又は、その付近においては喫煙等火気を使用しないこと
 - (5) 宅配ボックスを損傷し、もしくは汚損したときはすみやかにその旨を組合に連絡し、その指示に従い処理すること
 - (6) ドアの開閉は他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること
 - (7) ガソリン、揮発油等発火性又は引火性の高いもの、その他危険と認められる物品は内外を問わず一切持ち込まないこと
 - (8) その他宅配ボックスの使用に際しては、定められた取扱い方法を守ること
 - (9) 宅配ボックスでの盗難・紛失等について、組合は一切その責任を負わないこと
- 2 前項の規定のほか、組合が宅配ボックスの管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを居住者に通知し、もしくは適当な場所に掲示したときは居住者はこれを守らなければならない。

(鍵の管理)

第5条 区分所有者、占有者、または第三者が共用玄関の鍵およびその他の共用出入口の鍵と共通鍵となっている専有部分または共用部分の鍵を紛失（盗難を含む）した場合において、共用玄関等を含む共用部分の錠前および専有部分のすべての錠前を取替える責めを負わないものとする。

(組合への通知事項)

第6条 居住者は次の行為をするときは、事前に組合に通知しなければならない。

- (1) 家族以外の第三者に専有部分を占有させること
- (2) 長期不在
- (3) 引越、移転、売却

(組合の承諾事項)

第7条 居住者は、次の行為をするときは事前に組合に届け出、その承諾を得なければならない。

- (1) 建物その敷地および附属施設にあらかじめ設置された範囲をこえる広告物、看板、標識等を設置すること
- (2) 電気、給排水設備の新設、増設、変更
- (3) 他の居住者に迷惑をおよぼすおそれのある専有部分の修繕工事
- (4) 大型金庫、大型ピアノ等重量物の搬入、据付、移転
- (5) 発火、引火、爆発のおそれのあるものの搬入、使用
- (6) 敷地の造園、土砂の搬入、掘削等により現状を変更すること
- (7) 駐車場以外の敷地への停車または駐車

(塵芥処理)

第8条 居住者は塵芥の処理につき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各専有部分よりの塵芥は、大田区の定める方法により、管理組合指定場所に出すこと、
- (2) 粗大ゴミがある場合は、あらかじめ所轄の清掃事務所と連絡、打合わせのうえ、その指示に従い処理すること
- (3) その他、所轄の清掃事務所の指示に従い処理すること

(共用部分等の日常清掃)

第9条 各居住者は、通常の生活の場として使用する共用部分等の日常の清掃をする。

(災害の防止)

第10条 居住者は、防犯、火災予防に特に注意し、盗難、火災等発生の場合は、所轄警察署、消防署に通報すると共に組合に報告する。

2 幼児等が危険な行為をしないよう事故等災害の防止につとめる。

(使用細則の発効)

第11条 本細則は、規約発効の日より施行する。

以 上

ア ド バ ン ス シ テ イ 大 森
小 動 物 飼 育 細 則

アドバンスシティ大森 小動物飼育細則

アドバンスシティ大森管理組合（以下「組合」という。）は居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持するためにアドバンスシティ大森管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、次のとおりアドバンスシティ大森小動物飼育細則（以下「細則」という。）を定める。

第1条 この細則はアドバンスシティ大森で小動物を飼育する際に、その飼育者が厳に遵守しなければならないルールを明文化したものである。居住者はこの飼育細則を遵守することを誓約できる場合のみ、小動物の飼育を認められる。もし、この細則に違反し、他の者に迷惑をかけた場合は、アドバンスシティ大森管理組合管理者（以下「管理者」という。）の指示に従わなければならない。

第2条 この細則でいう小動物とは、犬猫（体長 50 cm、体高 30 cm 程度まで）の類をいう。

第3条 飼育できる小動物は一住宅につき二匹までとし、二家族以上が同居している場合でも例外は認めない。

第4条 小動物の飼育を希望する者は、この細則の遵守を誓約し、小動物飼育届を管理者に届け出なければならない。併せて、上下、左右に位置する居住者に対し十分に配慮しなければならない。

第5条 アドバンスシティ大森の清潔で静かな住環境を保つために、小動物飼育者は以下の事項を守らなければならない。

- (1) 飼育者は小動物の生態を研究し、常に良好に飼育すること
- (2) 法で定められた予防注射及び登録を確実にし、獣医師による健康診断、治療等を受け、飼育する小動物を常に健康に保つこと
- (3) 小動物を共用部分等（通路など）に連れて出る場合は、必ず容器に入れるか抱きかかえるなどして逃走させないこと
- (4) 小動物の排泄、ブラッシングまたは洗浄は室内で行うこと
- (5) 異常な鳴き声や体臭で近隣を不快にすることがないように責任をもって飼育管理し、必要に応じて去勢、不妊手術を施し、脱臭剤を使用すること
- (6) 24 時間以上外泊等で不在にする場合は、ペットをペットホテル、知人宅等へ預けること
- (7) その他、誠意をもって清潔で快適なアドバンスシティ大森の住環境を損なわないよう努力を払うこと

第6条 小動物が近隣に損害を与えた場合には、その飼育者は誠意をもって状況を改善し、被害者に補償するものとする

第7条 管理者は、この細則に違反し、居住者に著しく迷惑をかけた者に対して、小動物の撤去を求めることができる。また過去に善良なる飼育をおこなった者に対し

て二度目の飼育を許可しないことができる。

第8条 本細則は、管理規約発効の日より施行する。

以 上

ア ド バ ン ス シ テ ィ 大 森
防 犯 カ メ ラ 運 用 細 則

アドバンスシティ大森 防犯カメラ運用細則

本細則は、アドバンスシティ大森に設置した防犯カメラ設備の利用にあたり、設備の適法かつ有効な利用を目的としてアドバンスシティ大森管理規約第18条に基づき、次のとおり防犯カメラ運用細則を定めるものとする。

（管理・運営）

第1条 防犯カメラ設備（画像データ保管も含む）の管理・運営は理事長がこれを行う。また理事長は防犯カメラの性格（防犯用であること）をよく理解し、居住者等のプライバシーの保護に留意した管理・運営をするものとする。

（再生・閲覧について）

第2条 画像データの閲覧は申請者等の申し出の内容により理事長が閲覧の是非を判断し、閲覧の必要があると認められるのであれば、理事長立会いのもと閲覧する。また、申し出の際には閲覧の必要性を記載した申出書により申請する事とする。

2 次の場合に犯人及び加害者の特定をする場合に限り画像データの再生・閲覧を認めるものとする。

- 一 窃盗・痴漢等が発生した場合
- 二 他の居住者に著しい迷惑をおよぼす行為があった場合
- 三 共用部分等及び駐車車両等への悪質ないたずらがあった場合
- 四 その他理事長が画像データの再生・閲覧の必要性を認めた場合

（守秘義務について）

第3条 閲覧する者は、知りえた内容につき守秘義務を負い、第三者に閲覧内容を漏らしてはならない。

（犯罪捜査への協力）

第4条 刑事事件等において、犯罪捜査に必要と認める該当箇所について、当局より閲覧、証拠提出等を求められた場合、理事長はこれに協力することができる。

（防犯カメラ運用細則の発効）

第5条 本細則は規約の発効の日から効力を施行する。

以 上

フローリングの申請基準

アドバンスシティ大森管理組合（以下「組合」という。）は、床材を変更する改装工事は、管理規約第17条第1項に該当するので、申請及び承諾事項の基準を下記の通り定めるものとする。

〔申請及び承諾事項の基準〕

1. フローリング改修工事を予定している区分所有者は、事前に、階下及び左右の専有部分の所有者および占有者に工事の内容を十分説明し、管理組合に仕様書並びに修繕等工事着手に関する誓約書を各2通申請するものとする。
2. フローリング改修工事の申請が出た場合、管理組合としては、仕様を十分検討し、騒音問題等が発生しないように、審査及び指導を行うものとする。
3. 申請者は、管理組合の許可を得た後、工事に着手するものとする。

（許可条件）

- ① 騒音問題が発生した場合は、申請者である区分所有者が責任をもって、誠実に騒音対策を実施する旨を誓約すること。
- ② 万一、騒音問題が解決しない場合は、管理組合の指示に基づき原状復帰の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施する旨を誓約すること。
- ③ 床仕上げ材のフローリング等の遮音性能（日本建築学会の基準）については、L L - 4 5（軽敲床衝撃音）以上の性能を確保できる工法とすること。

届 出 書 様 式

管理

規約

管理

平成 年 月 日

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者

殿

(区分所有者)

印

第三者使用に関する届出

この度、私の所有する住戸等を次のとおり第三者に使用させることになりましたので、規約第19条第2項の規定に基づきお届けします。

使用住戸番号

使用者の入居(予定)日

平成 年 月 日

使用者氏名

区分所有者との関

係(該当項目を○

で囲む。)

使用者の誓約事項

賃借人 親 子 兄弟姉妹 親族

使用人 その他()

当該住戸等を使用するにあたり、規約・諸規則を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

(使用者)氏名

印

区分所有者の

(住 所)

連絡(転出)先

(電話番号)

※受付日 平成 年 月 日



条約



平成 年 月 日

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者

殿

(住 所)

(区分所有者)

印

(電 話 番 号)

私はアドバンスシティ大森 号の区分所有権を取得するにあたり、下記の事項を承知し、管理規約及び諸規則を遵守することを誓約します。

1. 区分所有者は、アドバンスシティ大森（以下「本物件」という。）について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。
2. 区分所有者は、本物件の専有部分を譲渡又は貸与するときは、共同生活環境が侵害される恐れのある者及び暴力団構成員これら準ずる者（以下「暴力団構成員」という。）又は暴力団関係者等に譲渡又は貸与してはならない。
3. 区分所有者は、自ら暴力団構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用してはならない。
4. 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等を居住させ又は反覆して出入りさせてはならない。
5. 専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等が居住し又は反覆して出入りするときは、他の区分所有者の全員は総会の決定に基づき、当該専有部分の区分所有者に対し、その専有部分の全面的使用禁止を請求することが出来る。
6. 第5項の訴訟手続きに要する費用（弁護士費用を含む）は、当該専有部分の区分所有者が負担する。

以 上

※受付日 平成 年 月 日

組 合 員 資 格 得 喪 届

平成 年 月 日

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者 殿

(旧組合員) 氏名

㊟

(新組合員) 氏名

㊟

このたび、アドバンスシティ大森 母室を（売買、贈与、相続、その他）により所有名義を変更しますので、別添誓約書と共に規約の規定に基づきお届けいたします。

なお、管理費等については、支払期日が平成 年 月 日の分（月分）から新区分所有者の負担とします。

旧区分所有者	氏 名		電 話 番 号	
	連絡先			
新区分所有者	氏 名		電 話 番 号	
	連絡先		入居（予定）日	
仲 介 業 者	業者名		担 当 者	
	住 所		電 話 番 号	

※受付日 平成 年 月 日

専有部分修繕等工事に関する申請書・誓約書

平成 年 月 日

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者

殿

申 請 者（区分所有者）

（住 戸 番 号） 号

（氏 名）

印

（電 話 番 号）

- 1 作業実施日 自 月 日
（予定） 至 月 日
- 2 作業場所（修繕する室名 例……リビングルーム）
- 3 作業内容（仕様）
- 4 施工会社（現場責任者名） 氏

私はアドバンスシティ大森 号の専有部分の修繕等工事にあたり、管理規約第17条第2項に基づき、下記条件を遵守することを誓約し、工事着工の許可を申請いたします。

記

- ① 着工前には上下階、左右等の住戸に説明いたします。
- ② 騒音問題が発生した場合は、申請者である区分所有者が責任をもって、誠実に騒音対策を実施いたします。
- ③ 万一、騒音問題が解決しない場合は、組合の指示に基づき原状復帰の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施いたします。
- ④ 床仕上のフローリング等の遮音性能（日本建築学会の基準）についてはL L - 4 5（軽畳床衝撃音）以上の性能を確保できる工法といたします。

以 上

平成 年 月 日

上記、誓約書に基づく修繕等工事の着手を承認します。

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者

印

アドバンスシティ大森管理組合御中

小動物の飼育に関する誓約書

部屋番号 号

氏 名 印

電話番号

私はアドバンスシティ大森で小動物を飼育するにあたり、アドバンスシティ大森小動物飼育細則を遵守することを誓約します。

併せて小動物飼育届にて飼育する小動物を届け出致します。

また、他の居住者から苦情等が出され、小動物飼育細則第7条により、飼育取消等の処分が下された場合は異議を申立てないものとし、速やかに処分に従います。

以 上

小 動 物 飼 育 届

アドバンスシティ大森管理組合御中

届出日：平成 年 月 日

住 戸： 号室

氏 名： 印

私は、本届出日現在、下記の小動物を飼育しておりますのでお届け致します。

- 1) 小動物の種類 [犬、猫、その他 ()]
- 2) " の種別 (プードル、ポメラニアン等) []
- 3) " の性別 [雄 ・ 雌]
- 4) " の愛称(名前) []
- 5) " 取得年月 [年 月]
- 6) " 推定年齢 [満 ・ 約 才]
- 7) " 写真 (最近6ヶ月以内に撮影した鮮明なものを添付して下さい。)

①顔写真



②全体写真



私は上記の小動物の飼育について、アドバンスシティ大森小動物飼育細則第4条によりここにお届け致します。但し、小動物飼育細則に違反し若しく居住者に迷惑をかけたときは、管理組合の決定に従います。

以 上

アドバンスシティ大森管理組合殿

アドバンスシティ大森機械式駐車装置（以下「同装置」という）の使用に関し以下の通り誓約します。

- (1) 同装置の取扱説明書を受取り、取扱い方法について説明を受けました。
- (2) (1)により正しい操作方法を理解しました。万一、操作ミスにより事故が生じた場合は、当該区分所有者においてその責に任じます。
- (3) 同装置の操作用鍵 本及び操作盤用鍵 本（以下「鍵等」という）を受取りました。鍵等のコピーは作成しません。何人へも鍵等の貸与はいたしません。
- (4) 鍵等を失った場合、速やかに紛失届を提出して有償にて再交付を受けます。
- (5) 同装置の使用者（区分所有者及び区分所有者と生計を…にする同居の家族）が複数で鍵等のコピーが必要な時はアドバンスシティ大森（管理者）に使用者の氏名等を届け出、鍵等の交付を受けることとします。（この鍵等の取扱いも（3）及び（4）のとおりとします。）この場合、同装置の正しい操作方法是、当該区分所有者より責任をもって使用者に伝えます。
万一当該区分所有者及び使用者が、操作ミスにより事故を起こした場合は、連帯してその責に任じます。
- (6) 当該区分所有者が、他の区分所有者に駐車場を貸与した場合、当該駐車場を借受けた他の区分所有者及び占有者（以下「借主」という）は、上記（1）～（5）項を承継するものとする。
- (7) 区分所有権を譲渡した場合（借主は、当該駐車場契約が解約となった場合）、鍵等の形式変更があった場合など鍵等の変更が必要になったときは鍵等及び取扱説明書を当該区分所有者（借主が使用している場合は借主）の責任において返却致します。

以 上

平成 年 月 日

アドバンスシティ大森 _____ 号室

駐 車 場 No. _____

（当該区分所有者）〔氏名〕 _____ 印

（借 主）〔氏名〕 _____ 印

申請年月日 年 月 日

アドバンスシティ大森管理組合管理者 殿

申請者

部屋番号

氏 名 印

防犯カメラ映像閲覧誓約書兼申請書

次の通り、防犯カメラの映像の閲覧を申請致します。

尚、閲覧申請希望の下記映像の内容については必ず第三者に口外せず、その秘密を厳守することを閲覧同伴者一同誓約致します。

I 閲覧希望日時		年 月 日 時 分～ 時 分
II 閲覧同伴者氏名 (同伴の方の署名・押印要)		
III 閲覧理由(目的)		
IV 映像	① 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	② 場 所	

キリトリセン

平成 年 月 日

号室

様

上記、申請書に基づいて閲覧を [承認 ・ 不承認] します。

不承認の場合の理由

アドバンスシティ大森管理組合

管 理 者 印

アドバンスシティ大森 駐車場使用契約書

アドバンスシティ大森管理組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲はアドバンスシティ大森管理規約第15条に基づき、駐車場のうち一台を乙に使用させることを約する。

第2条 乙は、使用する自動車（以下「登録車」という。）をあらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

第3条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に準じて駐車場使用料金を甲に支払う。

2 乙は前項の使用料金を甲が状況に応じ改定することを了承するものとする。

第4条 使用期間は後示の通りとする。

2 乙は、前項の使用期間満了前でも甲に予告して、予告した翌月末日をもって本契約を解約することができる。

3 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第5条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。但し乙は、本契約書の乙署名欄に記載された住戸の占有者に限り、自己の責任と負担において、駐車場を使用させることができる。

第6条 乙は駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車以外の目的に使用すること。
- 二 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 三 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 四 前各号に規定するものの他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 機械式駐車場の使用者は機械式駐車装置の取扱説明書を受取り内容を十分理解し、運転操作を正しく自らの責任において行い、所定の誓約書を甲に差し入れること。

3 前2項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、もしくは適当な場所に掲示したときは乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において登録車が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、または天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

2 機械式駐車場においては積雪、凍結、大雨、台風、落雷等の気象状況、停電等その他の事由により機械式駐車場が使用できない等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償そ

の他一切の責任を負わない。

第8条 乙が次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- 一 本契約の条項に違反したとき
- 二 管理規約第15条第3項に該当するとき

第9条 使用期間満了、解約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に管理者が交代した場合にも、本契約上の債権債務は承継される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

駐車場所在地 東京都大田区南馬込二丁目5番3

使用位置 _____ (番)

登録車 車 名 _____ 登録番号 _____

当初の使用料金 (1台分月額) _____ 円
(以後は毎年通常総会で定められた額)

使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記契約の証として、本契約書2通を作成し署名押印の上、甲乙各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 東京都大田区南馬込二丁目5番3
アドバンスシティ大森管理組合
事務取扱者 _____ (印)

乙 住戸番号 _____ 号

氏 名 _____ (印)

アドバンスシティ大森 駐車場使用契約書（身障者用）

アドバンスシティ大森管理組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲はアドバンスシティ大森管理規約第15条に基づき、駐車場のうち一台を乙に使用させることを約する。

第2条 乙は、使用する自動車（以下「登録車」という。）をあらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

第3条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に準じて駐車場使用料金を甲に支払う。

2 乙は前項の使用料金を甲が状況に応じ改定することを了承するものとする。

第4条 使用期間は後示の通りとする。

2 乙は、前項の使用期間満了前でも甲に予告して、予告した翌月末日をもって本契約を解約することができる。

3 甲は、第1項の使用期間満了前でも乙に予告して、予告した翌々月末日をもって本契約を解除することができる。但し、本駐車場の使用者が身障者の場合、この限りではない。

4 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第5条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。但し乙は、本契約書の乙署名欄に記載された住戸の占有者に限り、自己の責任と負担において、駐車場を使用させることができる。

第6条 乙は駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車以外の目的に使用すること。
- 二 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 三 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 四 前各号に規定するものの他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 前項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、もしくは適当な場所に掲示したときは乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において登録車が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、または天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

第8条 乙が次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- 一 本契約の条項に違反したとき

二 管理規約第15条第3項に該当するとき

第9条 使用期間満了、解約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に管理者が交代した場合にも、本契約上の債権債務は承継される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

駐車場所在地 東京都大田区南馬込二丁目5番3

使用位置 _____ (番)

登録車 車 名 _____ 登録番号 _____

当初の使用料金(1台分月額) _____ 円
(以後は毎年通常総会で定められた額)

使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

上記契約の証として、本契約書2通を作成し署名押印の上、甲乙各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 東京都大田区南馬込二丁目5番3
アドバンスシティ大森管理組合
事務取扱者 _____ (印)

乙 住戸番号 _____ 号

氏 名 _____ (印)